

3 観名保第 68 号
令和 3 年 7 月 19 日

文化庁長官 様

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市長 河村たかし

〔 担当部署 観光文化交流局
名古屋城総合事務所 〕

特別史跡名古屋城跡の現状変更（天守閣解体）の許可申請の取扱いについて

31 観名保第 17 号（平成 31 年 4 月 18 日）で提出しました特別史跡名古屋城跡の現状変更（天守閣解体）の許可申請の取扱いについて、令和 3 年 6 月 18 日文化審議会文化財分科会の所見を踏まえ、本申請に木造天守復元の内容を加えて見直しを行い、改めて出し直す方針としましたので、一旦、申請書を返却くださいますようお願いいたします。

○経緯

- H31. 04. 19 現天守閣解体の現状変更許可申請書を文化庁に提出
- R01. 05. 29 文化庁から現状変更許可申請に対する確認事項が示される
- R01. 06. 19 確認事項回答書を文化庁へ提出
- R01. 08. 29 竣工時期の延期を公表（市長記者会見）
- R01. 09. 24 文化庁より現状変更許可申請に対する文化審議会からの指摘事項が示される
- R03. 05. 06 指摘事項回答書を文化庁へ発送
- R03. 06. 18 文化庁より現状変更許可申請に対する所見に係る文書を受領

○参考

- 別紙 1 現状変更許可申請書

3/ 観名保第 17号

平成 31 年 4 月 8 日

文化庁長官 様

申請者 住所 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目十番一号
氏名 名古屋市長 河村たかし
(担当部署 観光文化交流局名古屋城跡事務所)



特別史跡名古屋城跡の現状変更（天守閣解体）の許可申請

このことについて、文化財保護法(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)第 125 条第 1 項の規定により、関係書類を別紙のとおり添えて申請します。